

行田市防犯対策用品購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅侵入等の犯罪の被害を未然に防止するため、自ら居住する住宅の防犯対策を行った者に対し、予算の範囲内において防犯対策用品購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象となる防犯対策用品)

第2条 補助金の交付の対象となる防犯対策用品は、次に掲げるものとする。

- (1) 防犯フィルム
- (2) 人感センサーライト
- (3) モニター付きインターホン
- (4) 補助錠（サムターンカバー、クレセント錠カバー等の屋内にある鍵の開錠を防ぐ用品を含む。）
- (5) センサーアラーム
- (6) 防犯砂利
- (7) 面格子
- (8) ダミーカメラ

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 補助対象者及びその世帯員について、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 補助対象者及びその世帯員について、市税等の滞納がないこと。
- (4) 補助対象者及びその世帯員について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、自ら居住し、かつ、所有する住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含み、別荘を除く。）において、防犯対策用品の購入及び設置に要した経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。ただし、次の各号に掲げる費用等については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 防犯対策用品の保証に要する費用
- (2) 防犯対策用品の購入のためのポイント等利用分

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請する補助対象者（以下「申請者」という。）は、行田市防犯対策用品購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 防犯対策用品の品名、領収金額、領収年月日並びに事業所等の名称及び所在地が記載された領収書その他の書類又はその写し
- (2) 防犯対策用品の設置状況が分かる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、行田市防犯対策用品購入費補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に補助金の交付の可否を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者（次項及び次条において「交付決定者」という。）が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補

助金の交付の決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しを行ったときは、行田市防犯対策用品購入費補助金交付決定取消し通知書（様式第3号）により、当該交付決定者にその旨を通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該交付決定者から補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、同日以後に購入した防犯対策用品について適用する。